



栃木県公報

平成 29 年
3月14日(火)
第2867号

目 次

告 示

- 補助金等の名称等を定める告示の一部改正..... 203
- 予定保安林..... 204
- 生活保護法による指定医療機関の指定..... 204
- 生活保護法による指定施術機関の指定..... 205
- 家畜伝染病予防法第5条第1項の規定による命令..... 205
- 道路の区域の変更..... 211
- 道路の供用開始..... 211
- 都市計画事業計画の変更認可..... 211
- 同..... 212
- 同..... 212
- 同..... 213
- 同..... 213
- 栃木県収納代理金融機関の指定の変更..... 214

公 告

- 県営土地改良事業に係る換地処分..... 214
- 同..... 214
- 2級建築士試験及び木造建築士試験の実施..... 214

調 達 等 公 告

- 入札公告（特定調達公告）..... 216

告 示

栃木県告示第百六号

補助金等の名称等を定める告示（昭和四十七年栃木県告示第百五十四号）の一部を次のように改正し、平成二十八年度分の補助金等から適用する。

平成二十九年三月十四日

栃木県知事 福田 富一

農政部の部農地整備課の款団体営土地改良事業補助金の項の次に次のように加える。

<p>経営体育成 促進換地等 調整事業補 助金</p>	<p>農業生産基盤の整備を図り、もつて農業の競争力の強化に資する。</p>	<p>市町村、土地改良区、栃木県土地改良事業団体連合会、農業協同組合又は知事が適当と認めるもの（以下この項において「市町村等」という。）が農業競争力強化基盤整備事業実施要綱（平成二十五年二月二十六日付け二十四農振第二千九十一号農林水産事務次官依命通知）及び農業競争力強化基盤整備事業実施要領（平成二十五年二月二十六日付け二十四農振第二千九十二号、二十四生畜第二千二百</p>	<p>当該事業に要する経費の百分の七十（振興山村、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯において行うものにあつては、百分の七十五）以内</p>	<p>市町村等</p>
---	---------------------------------------	---	---	-------------

三十一号農林水産省農村振興局長、農林水産省生産局長通知)に基づき行う農地整備事業に係る実施計画等の策定のうち経営体育成促進換地等調整に要する経費

(農地整備課)

栃木県告示第107号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成29年3月14日

栃木県知事 福田 富一

1 保安林予定森林の所在場所

那須烏山市横枕字桑木田613-2、614-2、621、字堂ノ上561、563、字井戸入543、字森ノ入414-9

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字桑木田614-2・621（以上2筆について次の図に示す部分に限る。） 所在の森林

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那須烏山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第108号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第49条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成29年3月14日

栃木県知事 福田 富一

1 病院、診療所又は薬局

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
平成28年10月1日	医療法人社団雄智会 竹石内科クリニック	佐野市高萩町字屋敷東1216-1
平成28年11月1日	ともこ皮フ科クリニック	佐野市鎧塚町156-1
平成28年11月1日	おだ内科クリニック	小山市羽川524-4
平成28年11月1日	医療法人 吉成小児科医院	大田原市新富町2丁目1番22号

平成28年11月1日	医療法人たかはし眼科クリニック	下野市小金井1-34-6
平成28年4月1日	あわのタウン歯科	佐野市田島町38-19
平成28年11月1日	たさき歯科	那須塩原市黒磯幸町5-21
平成28年12月1日	ドン薬局	小山市駅東通り1-9-7
平成29年1月1日	カワチ薬局 真岡西店	真岡市上高間木3-2-1
平成28年12月1日	真岡調剤薬局	真岡市亀山1丁目31番3
平成28年11月1日	ウエルシア薬局 大田原本町店	大田原市本町1丁目2705番88
平成28年11月1日	サン薬局 上三川店	河内郡上三川町しらすぎ1-43-2 第2高橋ハイツ111
平成28年10月1日	アイセイ薬局野木店	下都賀郡野木町野渡243-2

2 指定訪問看護事業者等

指 定 年 月 日	指 定 訪 問 看 護 事 業 者 等		訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 等	
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
平成28年 5月1日	株式会社KINOMI	大田原市薄葉2203番地	訪問看護ステーションホワイトローズ	大田原市加治屋94-106
平成28年 1月1日	有限会社だるま薬局	さくら市氏家1843-30	訪問看護リハビリステーションインマイライフ	さくら市氏家3205番地 1

栃木県告示第109号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第55条第1項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成29年3月14日

栃木県知事 福 田 富 一

指 定 年 月 日	施 術 者		施 術 所	
	氏 名	住 所	名 称	所 在 地
平成28年 10月12日	-	-	ちょう整骨院	下野市石橋309
平成29年 1月17日	-	-	スマイル指圧治療院	下野市小金井4-21-13

(保健福祉課)

栃木県告示第110号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の所有者に対し当該家畜について家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項の規定により次のとおり公示する。

平成29年3月14日

栃木県知事 福 田 富 一

I

1 実施の目的

ブルセラ病、結核病及びヨーネ病発生予防のため

2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
- (2) 前号の牛と同一施設内で飼育している牛
- (3) 所轄家畜保健衛生所長が必要と認める牛

3 検査の方法

(1) ブルセラ病

- ア 凝集反応検査（急速凝集反応法）
- イ 酵素免疫測定法（エライザ法）
- ウ 補体結合反応検査
- エ 疫学的検査
- オ 臨床検査

(2) 結核病

- ア ツベルクリン検査（皮内注射法）
- イ 疫学的検査
- ウ 臨床検査

(3) ヨーネ病

- ア 酵素免疫測定法（スクリーニング法）
- イ 遺伝子検査（リアルタイムPCR検査）
- ウ 疫学的検査
- エ 臨床検査
- オ その他必要な検査

4 実施する区域及び期間

区 域		期 間
宇 都 宮 市	下小倉町、上小倉町	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
上 三 川 町	全域	
日 光 市	山口、小倉、瀬尾、大室、猪倉、文挟町、明神	
真 岡 市	下籠谷（2819、287-2のみ）、西高間木、石島、谷貝新田、東郷、東大島	
茂 木 町	深沢	
矢 板 市	塩田、沢、長井（2803、2836-2、2846のみ）	
さ くら 市	鹿子畑	
塩 谷 町	熊ノ木（1339を除く）	
高 根 沢 町	桑窪、上柏崎	
栃 木 市	西方町全域、岩舟町全域	
佐 野 市	船津川町、下羽田町	
大 田 原 市	湯津上（3604を除く）、蜂巢、桧木沢、寒井、矢倉、片田、亀久、北滝、北野上、前田、八塩	
那 須 塩 原 市	亀山、戸田、細竹、西岩崎、百村、鹿野崎、関谷（1509-4のみ）	

那須烏山市	中山、谷浅見、興野、下境
那 須 町	高久丙（山梨子、中原、穂積（5362以外））、大島、豊原乙、寺子丙
那珂川町	健武（2772のみ）、矢又、小口、和見

5 その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

II

1 実施の目的

ブルセラ病、結核病及びヨーネ病発生予防のため

2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 放牧場に放牧予定の乳用牛
- (2) 放牧場で飼育されている乳用牛
- (3) 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
- (4) 所轄家畜保健衛生所長が必要と認める牛

3 検査の方法

(1) ブルセラ病

- ア 凝集反応検査（急速凝集反応法）
- イ 酵素免疫測定法（エライザ法）
- ウ 補体結合反応検査
- エ 疫学的検査
- オ 臨床検査

(2) 結核病

- ア ツベルクリン検査（皮内注射法）
- イ 疫学的検査
- ウ 臨床検査

(3) ヨーネ病

- ア 酵素免疫測定法（スクリーニング法）
- イ 遺伝子検査（リアルタイムPCR検査）
- ウ 疫学的検査
- エ 臨床検査
- オ その他必要な検査

4 実施する区域及び期間

区 域	期 間
県 内 全 域	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで

5 その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

III

1 実施の目的

ヨーネ病発生予防のため

2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛
- (2) 所轄家畜保健衛生所長が必要と認める牛

3 検査の方法

- (1) 酵素免疫測定法（スクリーニング法）
- (2) 遺伝子検査（リアルタイムPCR検査）
- (3) 疫学的検査
- (4) 臨床検査
- (5) その他必要な検査

4 実施する区域及び期間

区 域		期 間
宇 都 宮 市	下小倉町、今里町	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
上 三 川 町	全域	
日 光 市	大室、猪倉、長畑、板橋、手岡、森友	
真 岡 市	亀山、谷貝新田	
茂 木 町	深沢、天子、北高岡、牧野	
矢 板 市	塩田、上伊佐野、富田、平野、下伊佐野、荒井、山田、上太田、上町、成田、中、田野原、土屋、東泉、片俣、立足	
栃 木 市	西方町全域、岩舟町全域	
佐 野 市	吉水町、下羽田町	
那 須 町	高久甲、高久乙、高久丙（1796、2070-678を除く）	

5 その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

IV

1 実施の目的

伝達性海綿状脳症発生予防のため

2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律70号）第6条第1項に基づく届出の対象となる牛であつて、所轄家畜保健衛生所長が必要と認める牛

3 検査の方法

酵素免疫測定法（エライザ法）

4 実施する区域及び期間

区 域	期 間
県 内 全 域	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで

5 その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

V

1 実施の目的

牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱発生予防のため

2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼育されている牛（未越夏牛とし、原則として最終の採血が終了するまでワクチン接種を行わない牛）を対象に、地理的・自然的条件を考慮して、家畜保健衛生所長が選定した牛

3 検査の方法

- (1) 血清学的検査（中和試験）
- (2) 疫学的検査

(3) 臨床検査

4 実施する区域及び期間

区 域	期 間
県 内 全 域	原則として、平成29年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬

5 その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

VI

1 実施の目的

馬伝染性貧血発生予防のため

2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 競馬法（昭和23年法律第158号）による競馬に出場させる目的で飼育している馬
- (2) 乗馬クラブ等に飼育されている乗用馬
- (3) 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育されている雌馬
- (4) 所轄家畜保健衛生所長が必要と認める馬

3 検査の方法

- (1) 寒天ゲル内沈降反応検査
- (2) 疫学的検査
- (3) 臨床検査

4 実施する区域及び期間

区 域	期 間
上 三 川 町 全域	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
真 岡 市 全域	
益 子 町 全域	
矢 板 市 全域	
栃 木 市 藤岡町全域	
佐 野 市 全域	
足 利 市 全域	
那 須 塩 原 市 接骨木、千本松、塩原以外の全域	

5 その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

VII

1 実施の目的

馬伝染性貧血発生予防のため

2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬
- (2) 所轄家畜保健衛生所長が必要と認める馬

3 検査の方法

- (1) 寒天ゲル内沈降反応検査
- (2) 疫学的検査
- (3) 臨床検査

4 実施する区域及び期間

区 域	期 間
県 内 全 域	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで

- 5 その他
実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

VIII

- 1 実施の目的
高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ発生予察のため
- 2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
- (1) 対象となる家畜の種類
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥
- (2) 範囲
県内において、上記(1)の家畜を合わせて100羽以上又はだちょうを10羽以上飼養している農場のうち、家畜保健衛生所長が選定した農場
- 3 検査の方法
- (1) 臨床検査
(2) 酵素免疫測定法（エライザ法）
(3) 血清学的検査（寒天ゲル内沈降反応）
(4) ウイルス分離検査
(5) その他必要な検査
- 4 実施する区域及び期間

区 域	期 間
県 内 全 域	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで

- 5 その他
実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

IX

- 1 実施の目的
家きんサルモネラ感染症（サルモネラ・エンテリカ（血清型がガリナルムであるものであって、生物型がプロラムに限る。）発生予防のため
- 2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第2条第3項の規定による種鶏業者が飼育している鶏
- 3 検査の方法
- (1) 急速凝集反応法
(2) 疫学的検査
(3) 臨床検査
- 4 実施する区域及び期間

区 域	期 間
県 内 全 域	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで

- 5 その他
実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

X

- 1 実施の目的

腐蛆病発生予防のため

2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内に飼育されている蜜蜂であって、所轄家畜保健衛生所長が必要と認める蜜蜂

3 検査の方法

- (1) 肉眼的検査
- (2) 脱脂粉乳による試験
- (3) 細菌学的検査

4 実施する区域及び期間

区 域	期 間
県 内 全 域	平成29年5月1日から 同年11月30日まで

5 その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

(畜産振興課)

栃木県告示第111号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成29年3月14日から同年4月12日まで一般の縦覧に供する。

平成29年3月14日

栃木県知事 福 田 富 一

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 黒磯停車場線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
97	前	那須塩原市本町40-68から 那須塩原市本町40-33まで	16.8～16.8	13.4	
	後	那須塩原市本町40-33から 那須塩原市本町40-33まで	16.8～19.7	2.6	

栃木県告示第112号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成29年3月14日から同年4月12日まで一般の縦覧に供する。

平成29年3月14日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
225	一 般 県 道 花 岡 狭 間 田 線	塩谷郡高根沢町大字花岡字冷子川1488-2から 塩谷郡高根沢町大字伏久字下野385-2まで	平成29年3月15日

(道路保全課)

栃木県告示第113号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和49年栃木県告示第134号宇都宮都市計

画下水道事業壬生町公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成29年3月14日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 施行者の名称
壬生町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
宇都宮都市計画下水道事業壬生町公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和49年2月26日～平成36年3月31日
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

栃木県告示第114号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和50年栃木県告示第86号小山・栃木都市計画下水道事業栃木公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成29年3月14日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 施行者の名称
栃木市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
小山・栃木都市計画下水道事業栃木公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和50年1月31日～平成36年3月31日
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
昭和50年栃木県告示第86号、昭和54年栃木県告示第522号、昭和60年栃木県告示第219号、昭和61年栃木県告示第694号、昭和63年栃木県告示第612号、平成3年栃木県告示第280号、平成4年栃木県告示第294号、平成8年栃木県告示第137号、平成13年栃木県告示第13号、平成16年栃木県告示第397号、平成18年栃木県告示第294号及び平成24年栃木県告示第154号の事業地に栃木市新井町、泉川町、大森町、吹上町及び仲方町を加えた区域とし、当該事業地のうち栃木市薮部町4丁目、野中町及び平井町において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分
なし

栃木県告示第115号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成元年栃木県告示第891号小山・栃木都市計画下水道事業大平町公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成29年3月14日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 施行者の名称
栃木市

- 2 都市計画事業の種類及び名称
小山・栃木都市計画下水道事業大平町公共下水道
- 3 事業施行期間
平成元年11月24日～平成36年3月31日
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

栃木県告示第116号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和54年栃木県告示第853号小山・栃木都市計画下水道事業都賀町公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成29年3月14日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 施行者の名称
栃木市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
小山・栃木都市計画下水道事業都賀町公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和54年9月14日～平成36年3月31日
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
昭和54年栃木県告示第853号、昭和60年栃木県告示第1026号、昭和61年栃木県告示第604号、平成元年栃木県告示第947号、平成7年栃木県告示第136号、平成8年栃木県告示第138号、平成13年栃木県告示第285号、平成18年栃木県告示第786号及び平成24年栃木県告示第157号の事業地のうち栃木市都賀町大橋において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分
なし

栃木県告示第117号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和55年栃木県告示第613号西方都市計画下水道事業西方町公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成29年3月14日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 施行者の名称
栃木市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
西方都市計画下水道事業西方町公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和55年6月13日～平成36年3月31日
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分

なし

(都市整備課)

栃木県告示第118号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第4項の規定により指定した栃木県指定金融機関の取り扱い収納の事務のうち県税金及び県税外諸収入金の収納事務を取り扱う栃木県収納代理金融機関について次のとおり変更があったので、同条第8項の規定により告示する。

平成29年 3月14日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県収納代理金融機関の名称	変更事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
横浜幸銀信用組合	名称	横浜中央信用組合	横浜幸銀信用組合	平成29年 3月13日

(会計局会計管理課)

公 告

○県営土地改良事業に係る換地処分

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営藤江地区土地改良（区画整理）事業内の土地について次のとおり換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成29年 3月14日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 換地処分の年月日
平成29年 3月 1日
- 2 換地処分の内容
平成28年12月20日付け栃木県告示第626号で公告した換地計画のとおり。

○県営土地改良事業に係る換地処分

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営小代地区土地改良（区画整理）事業内の土地について次のとおり換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成29年 3月14日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 換地処分の年月日
平成29年 3月 2日
- 2 換地処分の内容
平成28年12月20日付け栃木県告示第626号で公告した換地計画のとおり。

(農地整備課)

○2級建築士試験及び木造建築士試験の実施

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定による2級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施するので、建築士法施行細則（昭和25年栃木県規則第130号）第16条の規定により公告する。

平成29年 3月14日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 試験の日時及び時間割

区 分		年 月 日	時 間
二級	学 科 の 試 験	平成29年7月2日(日)	午前10時～午後5時10分
	設 計 製 図 の 試 験	平成29年9月10日(日)	午前11時～午後4時
木造	学 科 の 試 験	平成29年7月23日(日)	午前10時～午後5時10分
	設 計 製 図 の 試 験	平成29年10月8日(日)	午前11時～午後4時

2 試験の場所

(1) 学科の試験

- ア 二級建築士 宇都宮市豊郷台1-1 帝京大学理工学部
イ 木造建築士 宇都宮市竹下町908 作新学院大学

(2) 設計製図の試験

- ア 二級建築士 宇都宮市竹下町908 作新学院大学
イ 木造建築士 宇都宮市竹下町908 作新学院大学

3 受験資格

(1) 二級建築士試験

平成29年7月1日現在において、建築士法第15条各号のいずれかに該当する者

(2) 木造建築士試験

平成29年7月22日現在において、建築士法第15条各号のいずれかに該当する者

4 受験申込みの手續

(1) 受験申込書の配布

ア 郵送による配布

- (ア) 請求期間 平成29年3月27日(月)午前10時から同年4月7日(金)午後5時まで
(イ) 配布期間 平成29年3月31日(金)から同年4月14日(金)まで
(ウ) 郵送費用 請求者の負担とする。
(エ) 請求方法 公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<http://www.jaeic.or.jp/>)における、インターネットによる請求又はFAX(042-628-3550)による請求
(オ) 問合せ先 公益財団法人建築技術教育普及センター(電話 042-628-9253)

イ 受付窓口における配布

- (ア) 期間 平成29年3月31日(金)から同年4月24日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。ただし、同年4月22日(土)及び同月23日(日)は配布する。)
(イ) 時間 午前9時30分から午後5時まで(平成29年4月24日(月)は午後4時まで)
(ウ) 場所 一般社団法人栃木県建築士会
宇都宮市築瀬町1958-1 栃木県建設産業会館1階(電話 028-639-3150)

(2) 受験申込書の受付

ア 郵送による受付

過去の二級建築士試験若しくは木造建築士試験の受験票又は可否の通知書を受験申込書に貼付できる者に限る。

- (ア) 期間 平成29年4月3日(月)から同月17日(月)まで(締切日の消印有効)
(イ) 郵送方法 簡易書留郵便
(ウ) 郵送先 公益財団法人建築技術教育普及センター本部
〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル

イ 受付場所における受付

- (ア) 期間 平成29年4月20日(木)から同月24日(月)まで(土曜日及び日曜日を含む。)
(イ) 時間 午前10時から午後5時まで
(ウ) 場所 一般社団法人栃木県建築士会
宇都宮市築瀬町1958-1 栃木県建設産業会館1階(電話 028-639-3150)

(3) インターネットによる受験申込み

平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込をした者で、試験の申込みに必要な個人情報についてあらかじめ承諾している者に限り行うことができる。

ア 期間 平成29年4月10日(月)午前10時から同月17日(月)午後4時まで

イ 申込方法 公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<http://www.jaic.or.jp/>) において、必要な事項を入力し申し込むこと

5 試験結果の発表

(1) 学科の試験の合格者 二級建築士 平成29年8月22日(火)(予定)

木造建築士 平成29年9月5日(火)(予定)

(2) 設計製図の試験の合格者 平成29年12月7日(木)(予定)

(建築課)

調 達 等 公 告

○入札公告(特定調達公告)

次のとおり一般競争入札に付する。

平成29年3月14日

とちぎりハビリテーションセンター所長 星 野 雄 一

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量 とちぎりハビリテーションセンターで使用するガス

予定使用ガス量 中圧 500,000立方メートル

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(4) 納入場所 栃木県宇都宮市駒生町3337-1 とちぎりハビリテーションセンター

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、「燃料、ガス類」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。

(3) 平成29年3月27日において栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) ガス事業法(昭和29年法律第51号)第3条の規定に基づき一般ガス事業者としての許可を得ている者、同法第37条の7の2第1項の規定に基づきガス導管事業者としての届出を行っている者又は同法第37条の9第1項の規定に基づき大口ガス事業者としての届出を行っている者であること。

3 入札の手続等

(1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等及び契約内容の縦覧場所

〒320-8503 栃木県宇都宮市駒生町3337-1

とちぎりハビリテーションセンター管理部財務課 電話028-623-6112

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

平成29年3月14日から同月21日までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで(1)の場所において交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札書の受領期限及び提出場所 平成29年3月27日午前11時 とちぎりハビリテーションセンター3階大会議室へ持参すること。ただし、郵送による入札書の受領期限は同月24日午後5時とし、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。

イ 開札の日時及び場所 平成29年3月27日午前11時 とちぎりハビリテーションセンター3階大会議室

(4) 入札方法 1の(1)の件名で単価で入札に付する。

(5) 入札書の記載方法等 入札金額については、1立方メートル当たりの単価を記入すること。なお、落札

決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の108分の100に相当する金額（当該金額に小数点以下の端数がある場合には、小数点第4位以下を切り捨てるものとする。）を入札書に記載すること。

(6) その他

入札に参加しようとする者は、次のとおりこの入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

ア 入札参加申請書類の提出期間、提出場所及び提出方法 平成29年3月14日から同月21日までの期間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までに(1)の場所に持参又は郵送すること。（ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。）

イ 確認結果の通知 平成29年3月24日までに通知する。

4 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12条）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(4) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) その他

ア 平成29年度栃木県一般会計予算及び平成29年度栃木県病院事業会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。

イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Gas to be used in the Tochigi Rehabilitation Center

Estimated amount of gas consumption

Medium-pressure gas 500,000 cubic meters

(2) Time and Date of Bidding:

11:00 a.m., March 27, 2017

(3) Information is available at:

Financial Affairs Division,

Department of Management,

Tochigi Rehabilitation Center

3337-1 Komanyu-machi, Utsunomiya, Tochigi 320-8503

TEL. 028-623-6112

(障害福祉課)